

騒音，振動及び悪臭規制区域 の見直しについて

高知市環境部環境保全課

令和5年3月22日

- 1 今回の規制区域見直しの目的
- 2 騒音，振動及び悪臭の規制区域を定める理由と規制区域
- 3 今回の規制区域見直し（案）
- 4 今後のスケジュール

1 今回の規制区域見直しの目的

1 - 1 今回の規制区域見直しの目的

平成25年に用途地域の変更に伴う規制区域の見直しを行いました。それから今年までの間に5度の用途地域の変更が行われていきます。それらの変更に伴う規制区域の見直しを行うものです。

今回用途地域の変更から規制区域の見直しまでに期間があいたことは用途地域の見直しを行う都市計画課との連携不足が原因であり、今後用途地域の変更を行う際には文書で通知をもらうように変更いたしました。

1 - 2 規制区域とは

規制区域とは騒音規制法，振動規制法，悪臭防止法の各法で知事（高知市においては市長）が指定しなければならないとされている区域です。規制区域に指定されると，その区域内の**事業所からの騒音，振動，悪臭**，または**工事からの騒音，振動**には規制がかかります。

規制区域は規制の厳しさによって，騒音は1から4種，振動，悪臭は1～2種に区分されます。

今回規制区域の見直しを行う区域は**事業所**もほとんどなく，変更が遅れた期間内に苦情等の事例は発生してありません。

2 騒音，振動及び悪臭の規制区域 を定める理由と規制区域

2 - 1 騒音規制区域を定める理由と規制区域

➤ 騒音規制法第3条

- ・市長は、住居が集合している地域，病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を，特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。



規制区域を都市計画法に基づく「用途地域」に対して定めている

騒音規制区域	用途地域
第1種区域	①第一種低層住居専用地域，②第二種低層住居専用地域
第2種区域	③第一種中高層住居専用地域，④第二種中高層住居専用地域，⑤第一種住居地域，⑥第二種住居地域，⑦準住居地域
第3種区域	⑧近隣商業地域，⑨商業地域，⑩準工業地域
第4種区域	⑪工業地域
無指定区域	⑫工業専用地域，⑬市街化調整区域，⑭都市計画区域外

2 - 2 振動規制区域を定める理由と規制区域

▶ 振動規制法第3条

- ▶ ・市長は、住居が集合している地域，病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められるものを，指定しなければならない。



規制区域を都市計画法に基づく「用途地域」に対して定めている

振動規制区域	用途地域
第1種区域	①第一種低層住居専用地域，②第二種低層住居専用地域，③第一種中高層住居専用地域，④第二種中高層住居専用地域，⑤第一種住居地域，⑥第二種住居地域，⑦準住居地域
第2種区域	⑧近隣商業地域，⑨商業地域，⑩準工業地域，⑪工業地域
無指定区域	⑫工業専用地域，⑬市街化調整区域，⑭都市計画区域外

2 - 3 悪臭区域を定める理由と規制区域

▶ 悪臭防止法第3条

- ▶ ・市長は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域として、指定しなければならない。



規制区域を都市計画法に基づく「用途地域」に対して定めている

悪臭規制区域	用途地域
第1種区域	①第一種低層住居専用地域、②第二種低層住居専用地域、③第一種中高層住居専用地域、④第二種中高層住居専用地域、⑤第一種住居地域、⑥第二種住居地域、⑦準住居地域、⑧近隣商業地域、⑨商業地域、⑩準工業地域
第2種区域	⑪工業専用地域、⑫市街化調整区域、⑬都市計画区域外

2-4 騒音，振動および悪臭規制区域と用途地域の関係

用途地域	地域の説明	騒音 規制区域	振動 規制区域	悪臭 規制区域
①第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境保護のための地域	第1種	第1種	第1種
②第二種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地は認められる，低層住宅の良好な環境保護のための地域			
③第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境保護のための地域	第2種		
④第二種中高層住宅専用地域	一定の利便施設の立地は認められる，中高層住宅の良好な環境保護のための地域			
⑤第一種住居地域	大規模な店舗，事務所の立地は制限される，住宅の環境保護のための地域			
⑥第二種住居地域	大規模な店舗，事務所の立地も認められる，住宅の環境保護のための地域			
⑦準住居地域	道路の沿道において，自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域	第3種		
⑧近隣商業地域	近隣の住宅地の住民のための店舗，事務所などの利便の増進を図る地域			
⑨商業地域	店舗，事務所などの利便の増進を図る地域			
⑩準工業地域	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域	第4種	第2種	
⑪工業地域	工業の利便の増進を図る地域			
⑫工業専用地域	専ら工業の利便の増進を図るための地域	無指定	無指定	第2種
⑬市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域			
⑭都市計画区域外	都市計画が定められていない地域			

2-5 規制基準とは

騒音に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間 8時から19時まで	朝・夕 6時から8時まで 19時から22時まで	夜間 22時から6時まで
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	60 dB

振動に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼間 8時から19時まで	夜間 19時から8時まで
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

工事（特定建設作業）に係る基準
規制区域内 騒音85dB 振動75dB

3 今回の規制区域見直し（案）

3-1 都市計画区域の変更のあった地域

告示日	場所	都市計画区域変更	
		旧区域	新区域
平成26年4月25日	(1) 山手町	③第1種中高層住居専用地域	⑤第1種住居地域
	(2) 旭町3丁目	⑤第1種住居地域	⑧近隣商業地域
令和元年5月15日	(3) 江ノ口小学校の南	③第1種中高層住居専用地域	⑧近隣商業地域
	(4) 上記のさらに南	③第1種中高層住居専用地域	⑤第1種住居地域
	(5) 朝倉小学校東	③第1種中高層住居専用地域	④第2種中高層住居専用地域
令和2年1月1日	(6) 福井町	建蔽率、容積率の変更（規制変更対象外）	
	(7) 長浜		
令和3年3月18日	(8) 大津中央高校北	①第1種低層住居専用地域	③第1種中高層住居専用地域
	(9) 大津中央高校東	①第1種低層住居専用地域	③第1種中高層住居専用地域
	(10) 清和女子高校の南	建蔽率、容積率の変更（規制変更対象外）	
令和4年3月25日	(11) 神田小学校の東	⑬市街化調整区域	③第1種中高層住居専用地域
	(12) 介良	①第1種低層住居専用地域	⑬市街化調整区域

3-2 今回の規制区域見直し対象地域

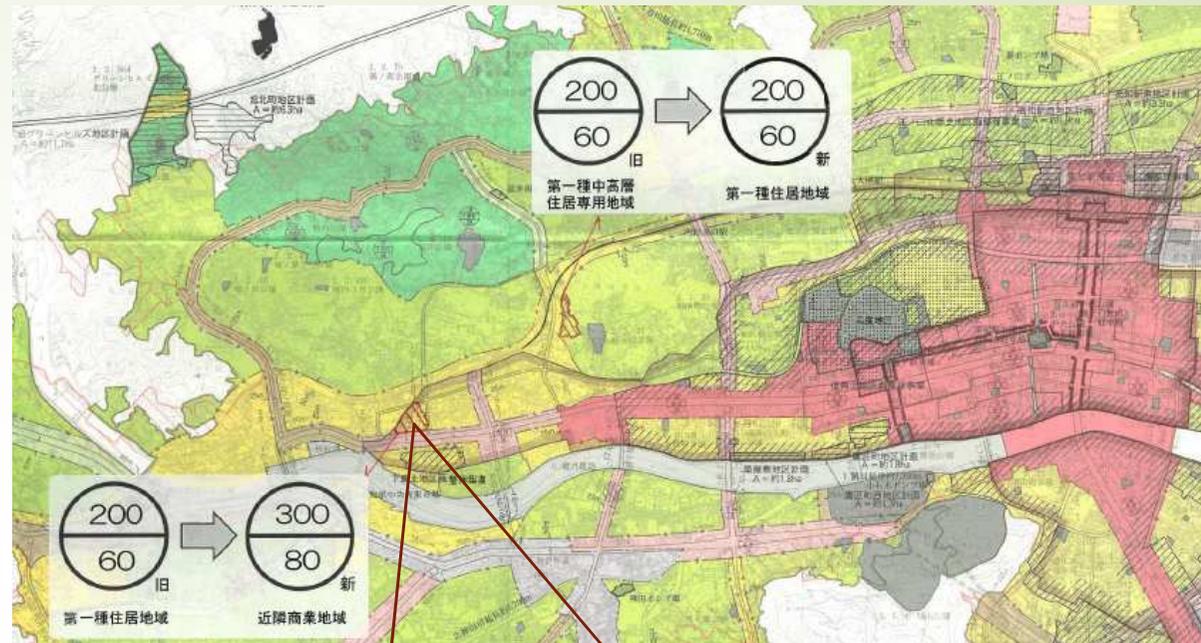
場所	都市計画区域変更		騒音規制法		振動規制法		悪臭規制法	
	旧区域	新区域	旧	新	旧	新	旧	新
(1) 山手町	③第1種中高層住居専用地域	⑤第1種住居地域	—	—	—	—	—	—
(2) 旭町3丁目	⑤第1種住居地域	⑧近隣商業地域	第2種	第3種	第1種	第2種	—	—
(3) 江ノ口小学校の南	③第1種中高層住居専用地域	⑧近隣商業地域	第2種	第3種	第1種	第2種	—	—
(4) 上記のさらに南	③第1種中高層住居専用地域	⑤第1種住居地域	—	—	—	—	—	—
(5) 朝倉小学校東	③第1種中高層住居専用地域	④第2種中高層住居専用地域	—	—	—	—	—	—
(6) 福井町	建蔽率、容積率の変更（規制変更対象外）		—	—	—	—	—	—
(7) 長浜	建蔽率、容積率の変更（規制変更対象外）		—	—	—	—	—	—
(8) 大津中央高校北	①第1種低層住居専用地域	③第1種中高層住居専用地域	第1種	第2種	—	—	—	—
(9) 大津中央高校東	①第1種低層住居専用地域	③第1種中高層住居専用地域	第1種	第2種	—	—	—	—
(10) 清和女子高校の南	建蔽率、容積率の変更（規制変更対象外）		—	—	—	—	—	—
(11) 神田小学校の東	⑬市街化調整区域	③第1種中高層住居専用地域	指定なし	第2種	指定なし	第1種	第2種	第1種
(12) 介良	①第1種低層住居専用地域	⑬市街化調整区域	第1種	指定なし	第1種	指定なし	第1種	第2種

— 変更なし

(2) 旭町3丁目 (H26.4.25告示)
 イオン高知旭町店付近
 (約1.9畝, 約19,000m²)

変更理由：イオン高知旭町店は近隣住民の日常生活に必要な利便施設が集積した商業施設であり、今後も継続して高度な土地利用ができるようにするため

※変更区域の大半がイオン高知旭町店の敷地である



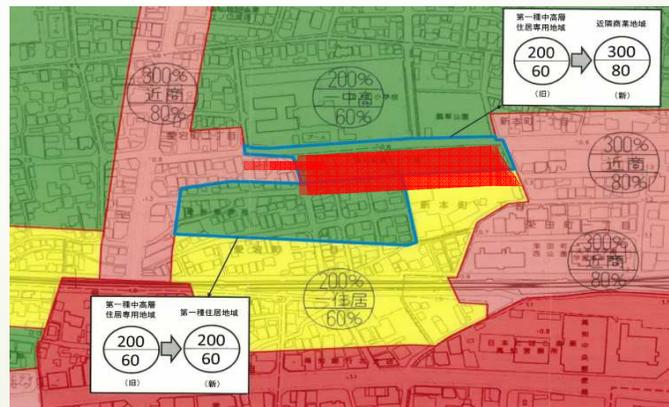
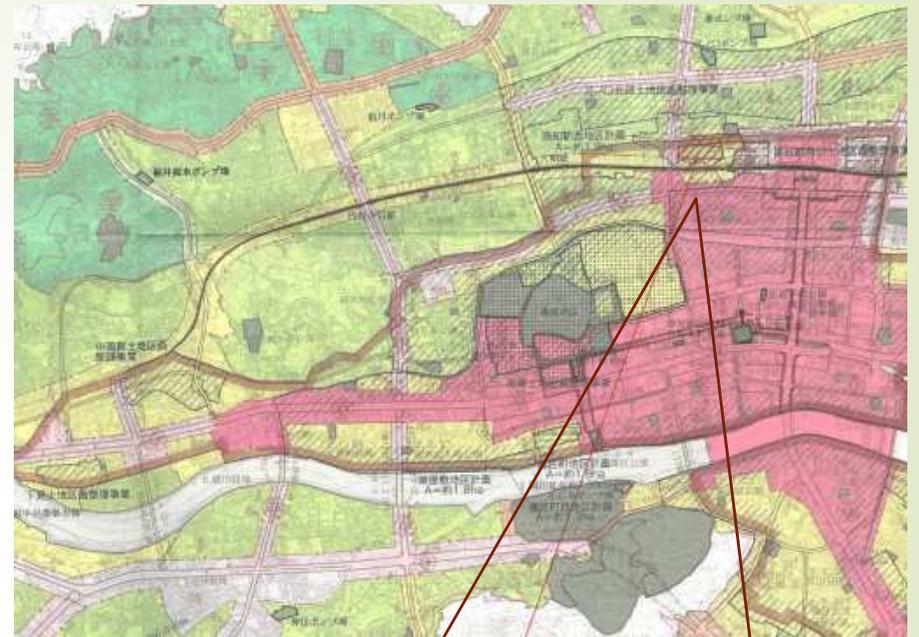
用途地域：
 第一種住居地域→
 近隣商業地域

騒音規制区域
 第2種→第3種

振動規制区域：
 第1種→第2種

(3) 愛宕町 (R元.5.15告示)
 江ノ口小学校の南
 (約0.75畝, 約7,500m²)

変更理由：隣接する都市計画道路
 愛宕町北久保線の事業進展に伴い、
 沿道の利便性の増進を図るため



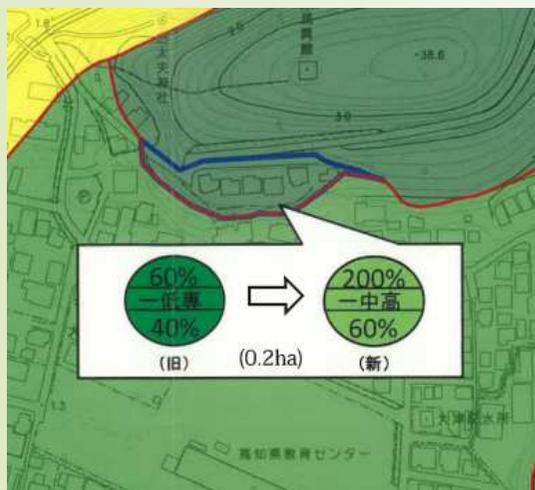
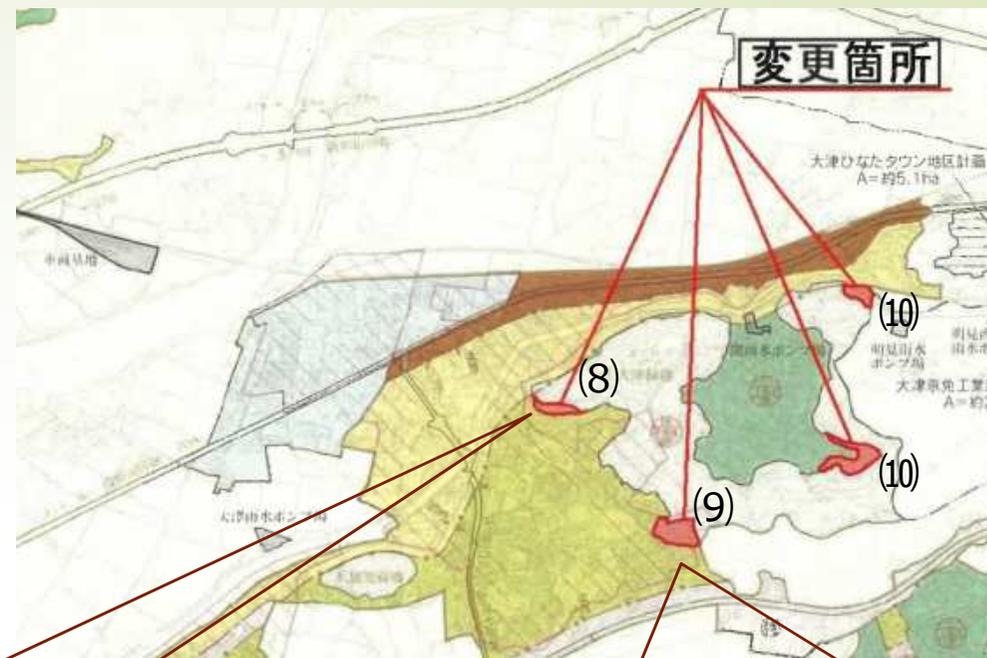
用途地域：
 第1種中高層住居専用地域→
 近隣商業地域

騒音規制区域
 第2種→第3種

振動規制区域：
 第1種→第2種

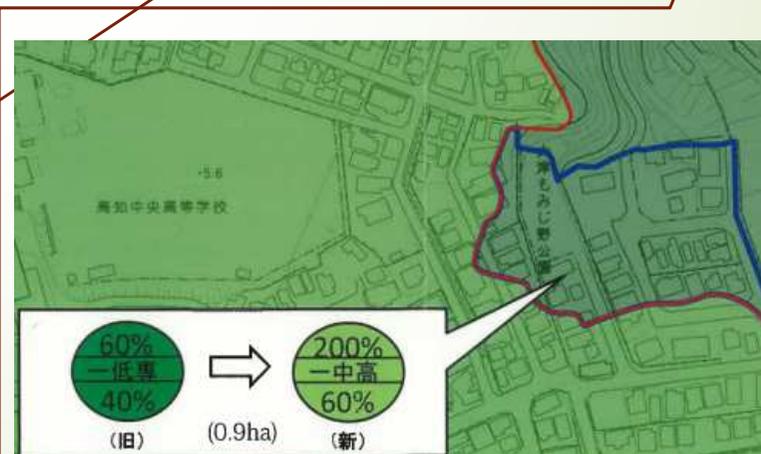
- (8), (9)大津 (R3.3.18告示)
- (8) 大津中央高校北
(約0.20畝, 約2,000 m²)
- (9) 大津中央高校東
(約0.90畝, 約9,000 m²)

変更理由：都市計画緑地大津緑地が変更されたことに伴ない、緑地の区域と連動して指定していた用途地域を変更するもの



用途地域：
第1種低層住居専用
地域→
第1種中高層住居専
用地域

騒音規制区域
第1種→第2種

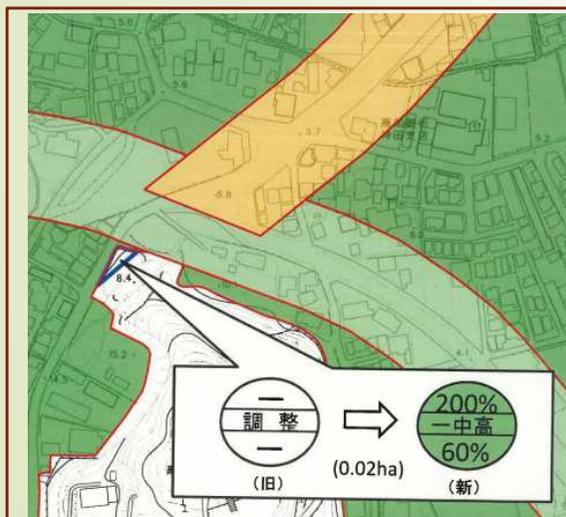


用途地域：
第1種低層住居専
用地域→
第1種中高層住居
専用地域

騒音規制区域
第1種→第2種

(1) 神田 (R4.3.25告示)
神田小学校の東
(約0.020畝,約200 m²)

変更理由：区域区分の定期見直しに伴うもの



用途地域：
調整区域→
第1種中高層住居専用地域

騒音規制区域
無指定→第2種

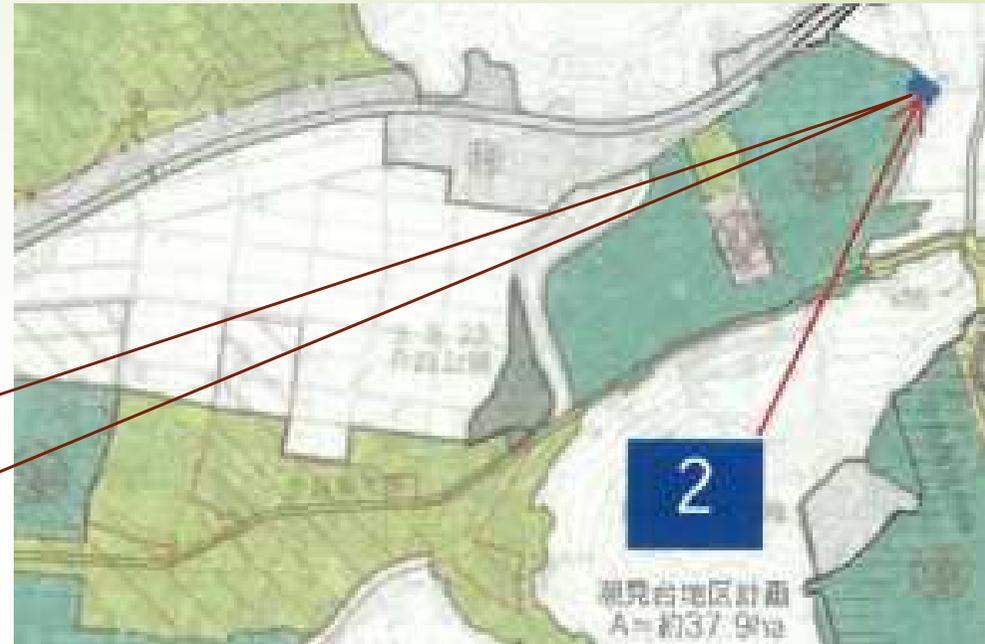
振動規制区域：
無指定→第1種

悪臭規制区域：
第2種→第1種

(12) 介良 (R4.3.25告示)

介良 (約0.11畝, 約1,100 m²)

変更理由: 区域区分の定期見直しに伴うもの



用途地域:
第1種低層住居専用地域→
調整区域

騒音規制区域
第2種→無指定

振動規制区域:
第1種→無指定

悪臭規制区域:
第1種→第2種

4 今後のスケジュール

騒音規制法，振動規制法，悪臭防止法の各法令により市の公報による公示が義務付けられているため，令和5年5月1日から高知市公報に公示，6月1日から適用予定。